

罹災証明書交付申請において被害住家の写真の提出を求め
る等の取扱いを行わないよう求める意見書

2024年（令和6年）2月22日
熊本県弁護士会 会長 渡辺 裕介

第1 意見の趣旨

住家の被害に関する罹災証明書交付申請に当たり、

- 1 市町村は、自己判定方式ではない場合に、被災住家の写真を必要としない取扱いを行うこと
 - 2 市町村は、被災住家の修理見積書や自治会長等の証明を必要としない取扱いを行うこと
 - 3 市町村は、上記1、2の取扱いについて、被災者に広報を行うこと
 - 4 国及び熊本県は熊本県内の市町村に対し1、2及び3の取扱いを実施するよう助言、勧告すること
- を求める。

第2 意見の理由

1 罹災証明書の法的根拠と重要性

災害対策基本法90条の2において、市町村長は災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく住家の被害を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書類（以下「罹災証明書」という。）を交付しなければならない（なお、同法110条により特別区は市とみなされている。）。

罹災証明書は、被災者生活再建支援金の支給、災害復興住宅融資の貸付、生活福祉資金の貸付、義援金の配分、住宅の応急修理、応急仮設住宅への入居のほか、高等学校等の授業料の減免やNHK受信料の免除など、被災者が様々な支援を受ける際に、通常、添付が求められる書類であり、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で極めて重要な役割を果たしている。

2 罹災証明書交付申請に当たっての全国各市町村等の取扱いの現状

近年、全国各地で災害が相次いでいるところ、住家の被害に関する罹災証明書交付申請に当たって、①被災住家の写真や修繕の見積書を申請の必要書類とする、あるいは②自治会長や第三者（以下「自治会長等」という。）の証明（以下被災住家の写真、見積書、自治会長等の証明を合わせて「写真等」という。）を求める市町村等が多くあり、ウェブサイトにも案内がなされている。

3 上記取扱いの問題点

- (1) 罹災証明書は、災害対策基本法90条の2において、市町村長は災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく住家の被害を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書類を交付しなければならないと定められており、必要書類などの詳細については定めがない。
- (2) また、令和5年3月内閣府発行「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」（以下「手引き」という）においても、罹災証明申請書に関して、どこにも被災住家の写真や見積書、自治会長等の証明を確認することは記載されていない。
- (3) むしろ、令和2年7月6日内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）発出「令和2年7月豪雨における住家の被害認定調査業務の効率化・迅速化に係る留意事項について」においては、「※被災者が自己判定方式による申請を希望した場合には、被災住家の写真の添付が必要となりますが、それ以外の場合には、申請時に写真の添付は必須ではありませんので、念のため申し添えます。被災者に必要以上の負担をかけないようにする観点から、自己判定方式による申請ではないにもかかわらず、罹災証明書の申請にあたり写真の添付や提示を必須とすることがないようにご留意ください」とされ、重ねて手引きにおいても「自己判定方式を実施する場合には、その申請にあたって（中略）写真等の添付書類が必須となりますが、自己判定方式を実施しない場合には、同様の添付書類を必須とする必要はありません。被災者負担の観点からも添付書類を必須としないよう留意してください。」と明記されている（51頁）。
- (4) 以上のとおり自己判定方式を実施する場合を除き、写真等の添付書類が必須とされる理由はないにもかかわらず、多くの自治体のウェブサイトには自己判定方式についての言及はなく、一律に罹災証明書申請の必要書類として写真等を挙げている。このような記載では、被災者が罹災証明書の発行を申請するには写真等が必要であると誤信することは容易に想像でき、被災者に負担を必要以上に強いていることとなっている。
- (5) 実態的にも、被災者の住宅が災害によって浸水、倒壊等の被害を受けた場合、被災者は撮影機器や印刷機器を喪失し、写真の準備が困難であることもある。また、仮に、写真撮影を行えたとしても、自家用車の浸水や道路の通行止め、公共交通機関の未復旧などの理由により印刷可能な場所への交通手段がない等、被災者が写真を早急に用意できないケースは容易に想定される。そうであるにもかかわらず、市町村が本来必要ない書類を添付書類として求

めることは、①申請に余計な時間がかかってしまうことで被災者支援に遅れが出てしまうこと、②被災者が罹災証明書の申請を諦めることや適切な認定を受けることを断念することにつながりかねないこと、③これらの事態は各市町村においても適切な被災状況の把握を困難にするリスクがあること、④各市町村において手続格差が生じるなどの弊害となってしまう。

4 熊本県内市町村における取扱いについて

(1) 熊本県は平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨をはじめとする大規模な被災を数多く経験してきたが、熊本県内の市町村が、罹災証明書交付申請に当たって、必要書類として写真等を要求したという事例は、当会が把握する限り存在しない。

しかし、現状、熊本県内でも、罹災証明書の発行にかかる要綱において写真等を必要書類として定めている市町村や、住民に対するウェブサイト上の案内において罹災証明書の発行申請にあたって写真等を求めている市町村が存在している。

(2) このような要綱の定めやウェブサイトの記載が存在することにより、今後大規模災害が発生した際、市町村の職員が要綱を形式的に運用したり、被災者がウェブサイトの記載を見て写真等が例外なく必要な書類であると誤信したりしてしまうと、適切な罹災証明書の発行手続がなされず、上記の弊害が熊本県内においても生じてしまうおそれがある。

そのため、市町村の要綱やウェブサイトにおいては、実際の運用状況と合致する適切な罹災証明書の発行手続を定めておくべきものであり、このことは、罹災証明書の重要性を踏まえると、被災者支援にとって極めて重要な事項である。

例えば、市町村の要綱においては、必要書類として被害状況を示す写真の提出を求める旨の記載を削除する等の方法で、写真の提出が申請に必須ではないことを明確にした上で、ウェブサイト上において「保険会社に対する保険金請求に際しては、被災直後の被害状況を写真に残しておくことが重要ですが、罹災証明書発行申請に際しては、自己判定調査を希望する場合を除き、被害箇所を撮影した写真の添付は必要ありません。」等詳細な説明を行う方法が考えられる。

5 まとめ

以上のような理由から、①市町村は、自己判定方式ではない場合の罹災証明書の交付申請に当たって、被災住家の写真を必要としない取扱いを行うこと、②市町村は、罹災証明書の交付申請に当たって、被災住家の修理見積書や自治

会長等の証明を必要としない取扱いを行うこと、③市町村は、①、②の取扱いについて、被災者に対して広報すること、④国及び熊本県は、熊本県内の市町村に対し①、②及び③の取扱いを実施するよう助言、勧告することを求める。

以 上